○内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

二　構造改革特別区域の名称　つくばモビリティロボット実験特区

三　構造改革特別区域の範囲　つくば市の区域の一部（つくばセンターエリア及びつくば研究学園エリア）

○内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都大田区

二　構造改革特別区域の名称　羽田空港ロボット実験特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都大田区の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の区域の一部（日南町、月見町、若宮町、昭和町、竹生町、久保町、日之出町、中島町、寺部町、高橋町、上野町、千石町、広川町、森町、白浜町、八幡町、挙母町、喜多町、神明町、桜町、元城町、西町、小坂本町、小坂町、神田町、十塚町、砂町、瑞穂町、広路町、長興寺、元宮町、松ヶ枝町、錦町、金谷町、常盤町、樹木町、上挙母、朝日ヶ丘、御幸町、新生町及び細谷町）

○法務省告示第六百三十号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月十七日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉郡検見川村百五十六番地一号

中村　要蔵

○法務省告示第六百三十一号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月十七日

法務大臣　岩城　光英

千葉市検見川町五丁目二百六十一番地

藤代九郎助

○外務省告示第四百三十三号

平成二十七年十二月四日にサンホセで、円借款の供与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってコスタリカ共和国政府に供与されることになったサンホセ首都圏環境改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がコスタリカ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年六月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、コスタリカ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百七十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「カナダ（オンタリオ州を除く。）」を「カナダ」に、「フィンランド　フランス」を「フィンランド」に改める。

○農林水産省告示第二千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字平城一二一四一の一五、一二一四六の一、一二一六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平城一二一四六の一・一二一六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字上畑字灰ヶ谷一〇六三・一〇六四・一〇六六・一〇七七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市湯原字野田原三〇八の一、三一八の二、三一八の三、三二〇の一、字大越四五四の一、四五八の二、四七一の一、四七一の三、四七一の二、四七一の一三、字岩倉五二〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市脇田字芳賀二〇四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）